

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社Cに雇用され、マンションの管理員として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、担当するマンション「D町」に自転車で出勤途上、前方から対向してきた男子学生の自転車と衝突しそうになったため、急いで自転車を降りた際に左膝を負傷した。

請求人は、負傷当日、E病院に受診し「左膝関節内挫傷」（以下「本件負傷」という。）と診断され、本件負傷について監督署長より通勤災害によるものであると認定され、療養の結果、E病院の診断により平成〇年〇月〇日をもって、治ゆ（症状固定）とされた。

請求人は、平成〇年〇月〇日に監督署長に対して、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間における療養給付（移送費）の請求をしたところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間については、労災保険法第42条の規定により療養給付を受ける権利は時効により消滅しているとして、当該期間の療養給付を不支給とし、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間のうち、消滅時効にかかる分を除いて、14日間の療養給付（移送費）を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の請求人の療養給付（移送費）を受ける権利が時効により消滅しているとして、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、担当者から時効は関係ないと言われていたので、時効により消滅しているとして療養給付（移送費）の一部を不支給としたのは納得できない旨主張している。

(2) 療養給付（移送費）の時効に関して、請求人とF事務官との間でどのようなやりとりが行われたのかについては必ずしも明らかとはいえない。

F事務官は、「時効は、治療費の費用全額を負担した日の翌日から起算して2年間で消滅することは説明したと思う。また、『時効は関係ない。』と言ったかどうかは覚えていないが、具体的に治療費の費用全額を負担していないのであれば、その時点では時効は進行しない旨説明したと思う。移送費について、時効にかかることの注意を伝え、用紙も送ったことがある。」旨述べており、当該申述は、療養給付の請求を前提とすれば、筋が通っている説明である。

一方、請求人は、F事務官から説明を受けた際、「時効は関係ない。」と言われてたと主張しているが、請求人自身、「具体的にどのような話であったかは定かではない。」「時効は関係ないと言われてた内容は休業給付も含めて全てのこと

であったと思っている。『今は時効は考えなくてよい。』と言われたように思う。」と述べているように、明確な記憶に基づくものとは判断できないものである。

以上のことに鑑みると、F事務官が請求人に対して療養給付（移送費）の請求の（消滅）時効について誤った手続教示をしていたとまでは認められないと判断することが相当である。

(3) したがって、保険給付をすべき療養給付（移送費）については、請求期間のうち、時効による消滅期間を除く平成〇年〇月〇日以降の通院日の14日分を支給するとの監督署長の処分に誤りがあったとは認められない。

なお、請求人は、移送費の時効の発生について説明がなかった旨主張しているが、上記のとおり、F事務官は療養給付に関して時効の説明をしている事実は認められるところであり、仮に請求人が同説明について正確に把握しきれないものであったとしても、法に基づく権利に対する権利者の不知は時効の進行を妨げ得ないことから、請求人の主張を認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、時効により消滅しているとして、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の療養給付（移送費）を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。